

(3) 保健室で行う手当

① 具合が悪くなった場合

- ・一時安静にして様子を見ても回復せず、授業に戻れないような場合は、早退となります。
- 一人では下校させませんので、必ず保護者の方にお迎えに来ていただきます。
- ・発熱時は、悪化や他の児童への感染を防止するためなるべく早めのお迎えをお願いします。

② けがをした場合

- ・応急処置をし、医療機関への受診が必要と判断した場合は、保護者の方に連絡をし、医療機関に付き添っていただきます。(保険証と現金をお持ちください。)

*保健室では、児童が学校でけがをしたときや具合が悪くなったときに手当てを行います。医療機関までの応急処置、または、医療機関へ行くほどではない場合の手当てとなります。

(4) 保健緊急連絡カードについて

学校で具合が悪くなったり、けがをして医療機関へ行く必要が発生したりした場合、保護者の方に連絡します。緊急時の連絡先は必ず連絡のつくところをお願いいたします。携帯電話の番号・職場の電話番号、あわせて、ご親戚等の番号も必ずお知らせください。

*保護者の方と連絡が取れずに、お子さんが心細い思いをして待つことがあります。連絡先の変更や、長時間にわたっての外出される場合は、お子さんに行き先や連絡先を必ず伝えてください。

(5) 学校伝染病について

学校伝染病は、流行を広げる可能性の高い伝染病で、罹った場合は出席停止になります。

<学校伝染病の種類>

インフルエンザ 百日咳 麻疹(はしか) 風疹(三日ばしか)

流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 水痘(水ぼうそう) 結核 咽頭結膜熱(プール熱)

流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 腸管出血性大腸菌感染症 溶連菌感染症

①これらの病気に罹った場合は、速やかに学校へご連絡ください。

(出席停止は、感染症流行の防止のための措置です。)

②登校する際は、登校許可証明書(1通500円)が必要になります。診ていただいた医療機関で登校許可証明書を作成していただき、学校へご提出ください。